

令和7年度 堺市認知症介護指導者養成研修 受講者募集要項

堺市における認知症介護にかかる指導的立場となる人材を養成するため、堺市認知症介護指導者養成研修の受講者について、次のとおり募集します。

1 研修実施施設・日程・カリキュラム

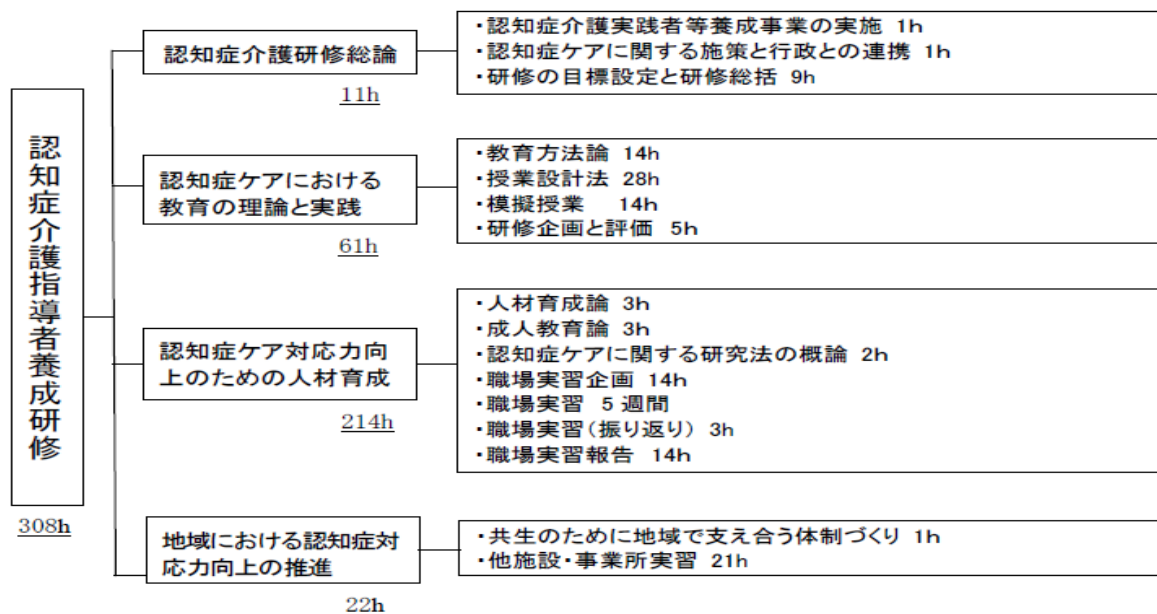
① 実施施設

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター 愛知県大府市半月町3丁目294番地

② 日程

- 〈第1回目〉 1. センターにおける前期研修
令和7年6月9日（月）～令和7年6月20日（金）
2. 職場研修（オンラインによる同時双方向の研修を含む）
令和7年6月23日（月）～令和7年8月1日（金）
3. センターにおける後期研修
令和7年8月4日（月）～令和7年8月8日（金）
- 〈第2回目〉 1. センターにおける前期研修
令和7年9月8日（月）～令和7年9月19日（金）
2. 職場研修（オンラインによる同時双方向の研修を含む）
令和7年9月22日（月）～令和7年10月31日（金）
3. センターにおける後期研修
令和7年11月3日（月）～令和7年11月7日（金）
- 〈第3回目〉 1. センターにおける前期研修
令和7年12月8日（月）～令和7年12月19日（金）
2. 職場研修（オンラインによる同時双方向の研修を含む）
令和7年12月22日（月）～令和8年2月6日（金）
3. センターにおける後期研修
令和8年2月9日（月）～令和8年2月13日（金）

③ カリキュラム



2 応募資格

次の①から⑥のすべてに該当する者

- ① 研修修了後に、堺市の実施する認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）の企画・立案に参画し、講師等として特段の事由がない限り最低 10 年以上は従事すること
に同意し、推薦者が認めている者
- ② 認知症介護実践リーダー研修修了者（修了見込みの者を含む。）
- ③ 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、またはこれに準ずる者
- ④ 次のいずれかの要件に該当する者で、おおむね 5 年以上の介護実務経験を有する者
 - （ア） 堺市内の介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者を含む。）
 - （イ） 堺市内の福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - （ウ） 堺市内の民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- ⑥ 地域における認知症施策の推進に協力いただける者

3 募集人数

2 名程度（応募が多数の場合は、書類審査等により選考いたします。）

4 応募方法

① 提出書類

- （ア） 受講申込書（認知症介護研究・研修大府センターあて） 別紙様式 1
- （イ） 受講申込書（堺市長あて） 別紙様式 2
- （ウ） 受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類 別紙様式 3
- （エ） 認知症介護実践リーダー研修修了書の写し 1 部（修了見込みの者は後日提出）

- ② 提出期限：第 1 回 令和 7 年 4 月 11 日（金） 必着
第 2 回・第 3 回 令和 7 年 6 月 20 日（金） 必着

- ③ 提出先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1 本館 7 階
堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課推進係 あて

※申込書等の word のデータが必要な方は、堺市ホームページをご確認ください。

「堺市トップページ」→「健康・福祉」→「福祉・介護」→「高齢者福祉」→「認知症」
→「認知症介護研修」

5 費用負担

【堺市負担】①受講料 230,000 円

【受講者負担】②教材費・災害傷害保険料 8,000 円

③宿泊費 1 人 1 泊 2,000 円（センターの宿泊施設を利用する場合の素泊まり料金）

④食費 1 食 昼 450 円 夜 650 円（事前申込制）

※料金は変動することがあります

⑤交通費

※認知症介護研究・研修大府センターにおいて実施する認知症介護指導者養成研修に受講者を派遣する介護保険施設、事業者等の経費負担を軽減するため、研修に係る費用の一部（受講料、宿泊費、交通費）を堺市の予算の範囲内において補助を行います。

6 受講者決定

実施機関である認知症介護研究・研修大府センターによる受講者選抜考査の結果、受講決定通知がありましたら、すみやかに各応募者あてに通知いたします。

7 問合せ先 堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課推進係

TEL : 072-228-8347 FAX : 072-228-8918 e-mail : choshi@city.sakai.lg.jp